

事業系ごみ

減量

m a n u a l
マニュアル

事業所から排出されるごみの減量・
適正処理に向けて

STOP

ちょっと待って!
その資源、捨てちゃうの?



2018年12月



豊中市 環境部 環境指導課

はじめに…

豊中市では、平成30年(2018年)3月に策定した「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の中で、平成39年度(2027年度)には平成28年度(2016年度)比でごみの量を8%削減することを目標に掲げて、取り組みを推進しています。事業系ごみに関する個別目標としては、平成39年度(2027年度)までに排出量を約5千トン削減すること(平成28年度(2016年度)比)を設定していますが、市内で排出される事業系ごみの量は、平成27年度(2015年度)から微増となっています。

豊中市のごみ減量を一層推進するためには、事業者みなさまのご協力が不可欠です。本マニュアルをご活用いただき、ごみ減量の取り組みを推進していただきますようお願いいたします。

目次

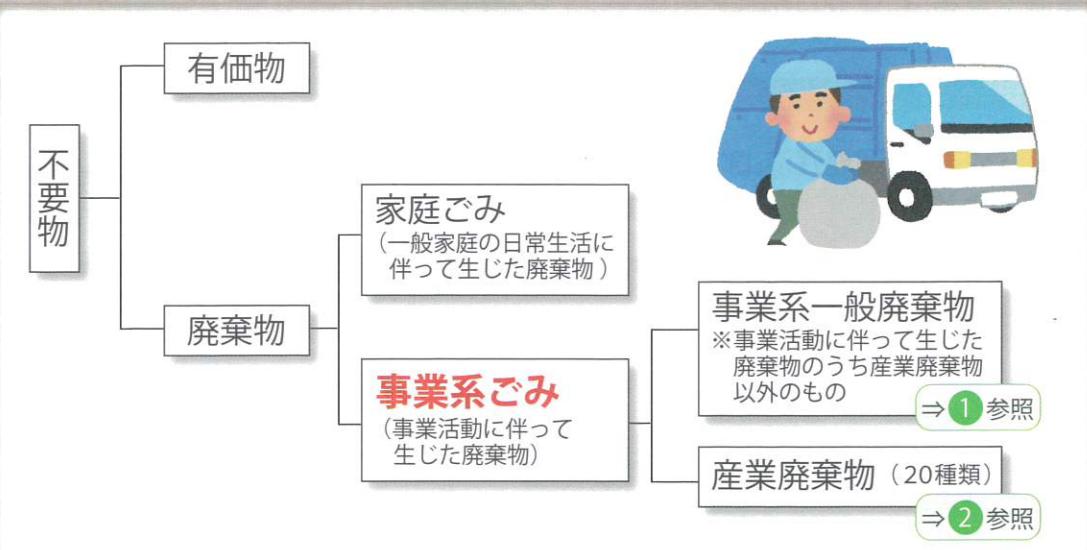
●はじめに、目次	1
●事業系ごみとは	2～5
●現状と課題	6～8
●排出事業者責任について	9
●事業系ごみの適正な処理方法	9～12
●3Rとは	13
●ごみ減量のメリット	14
●ごみ減量と資源物の分別	15
●ごみ減量の進め方(例)	16
●資源物の分別回収とリサイクル	17～20
●リサイクル関連業者	21
チェックシート	22
Q & A	23

事業系ごみとは…

事業系ごみとは、事業活動に伴って発生するすべてのごみのことをいいます。家庭ごみと同じような種類のごみしか出ない場合であっても、事業系ごみとしての適正処理が必要です。家庭ごみの集積場所には、一切出すことができません。

**事業系ごみを家庭ごみとして出された場合、
不法投棄に該当します！**

廃棄物の分類



※このほか、爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する一般廃棄物又は産業廃棄物は、それぞれ特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に分類されます。

1 事業系一般廃棄物とは？

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。例えば以下のようなものが事業系一般廃棄物にあたります。

- 例) • 事務所から出る茶殻、汚れた紙くず • 飲食店や従業員食堂から出る調理くず
 • 事業所の敷地内で剪定した枝葉、枯草

※排出する事業者の業種によっては産業廃棄物にあたる場合があります。（P5参照）

P 3～4 に、一般廃棄物と産業廃棄物の早見表を掲載しています。

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分早見表

事業系一般廃棄物

紙類

資源化可能な紙類はリサイクルへ



紙類・紙くず

木製品、^{せん}剪定枝など



木くず

作業服や毛布、じゅうたんなど



古布・繊維くず
(天然繊維に限る)

食べ残しや茶葉、調理残渣、食品の
売れ残りなど



動植物性残渣

(食品関連事業者は、食品リサイクル法により、
リサイクル等の実施率目標が定められています。)

事業活動に伴って排出される
廃プラスチック類、金属くず、ガラス
くず、コンクリートくず、陶磁器くず
は産業廃棄物です。



廃プラスチック類



金属くず



ガラスくず
コンクリートくず
陶磁器くず

事業活動に伴って排出される右記の
品目は産業廃棄物です。

その他

産業廃棄物

建設業※、紙製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業などから出る紙くずは産業廃棄物になります。

建設業※、木材・木製品製造業、パルプ製造業、リース業などから出る木くずは産業廃棄物になります。(木製パレットは業種に関係なく産業廃棄物になります。)

建設業※や繊維工業から出る繊維くずは産業廃棄物になります。

食料品製造業や医薬品製造業などから出る、原料として使用した動植物の固形状不要物は、産業廃棄物になります。

発泡スチロール、PPバンド、弁当・カップめんの容器、合成樹脂くずなど

空き缶、一斗缶、金網、スチール製品など

空きビン、コップ、茶碗、ガラス製容器、コンクリートくずなど

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、と畜場や食鳥処理場から出た動物系固形不要物、畜産農業から出た動物のふん尿や動物の死体

複数の素材でできた産業廃棄物

- 例) • コピー機 (廃プラスチック+金属くず+ガラスくず)
- 乾電池 (金属くず+汚泥)

※建物の新築、増築、改築（リフォーム）及び解体・撤去から出るものに限る。

2 産業廃棄物とは？

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、次に掲げる20種類の廃棄物のことです。

全ての事業活動に伴うもの（下表1～12）

種類		例
1	燃え殻	産業廃棄物焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣
2	汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く）、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかす、排水溝清掃汚泥など 注)油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。
3	廃油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類、写真定着廃液など、すべての酸性廃液
5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液、写真現像廃液など、すべてのアルカリ性廃液
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃ペットボトルなど固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
7	ゴムくず	天然ゴムくず
8	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず、空き缶など
9	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（11に掲げるものを除く。）、耐火レンガくず、陶磁器くず、空きビン、廃石膏ボードなど
10	鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、鉄物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、サンドブラスト廃砂など
11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物など
12	ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの（乾式、湿式は問わず。）

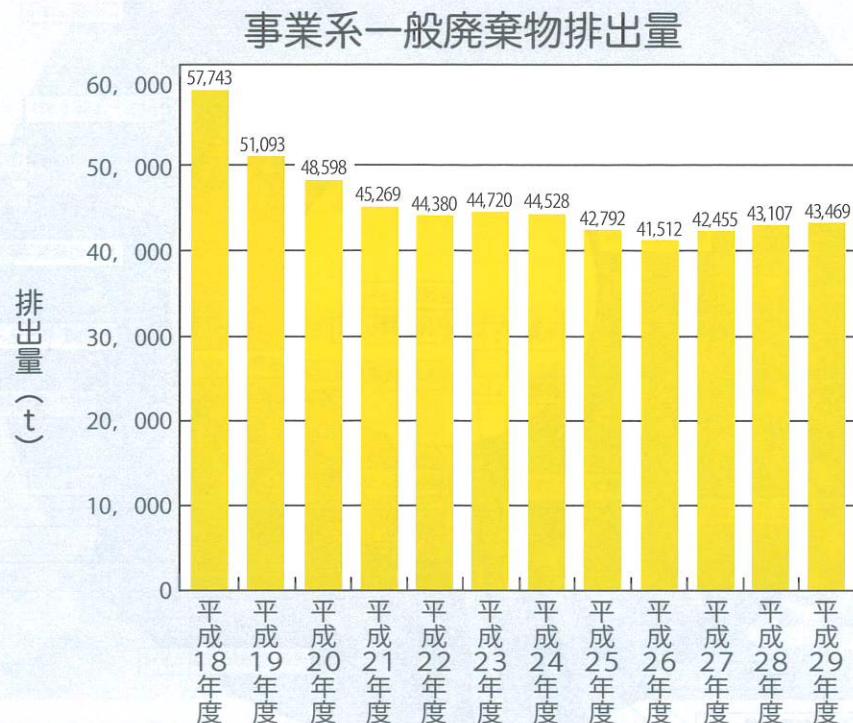
特定の事業活動に伴うもの（下表13～19）

種類		例
13	紙くず	次の条件に当てはまる紙及び板紙くずなど 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニル（PCB）が塗布され、又は染みこんだものに限る。
14	木くず	次の条件に当てはまる木くず、おがくず、パーク類など 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの、物品貯蔵業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）並びにPCBが染みこんだものに限る。
15	繊維くず	次の条件に当てはまる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染みこんだものに限る。
16	動植物性残渣	次の条件に当てはまるあめかす、のりかす、釀造かす、醸酵かす、魚及び獸のあら等 食料品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
17	動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獸畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
18	動物のふん尿 (家畜ふん尿)	畜産農業に係る牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、うさぎ及び毛皮獸等のふん尿等（畜舎廃水を含む。）
19	動物の死体 (家畜の死体)	畜産農業に係る18と同様の死体
20		上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化物など）

事業系一般廃棄物排出量の推移

(※豊中市伊丹市クリーンランドへの事業系一般廃棄物の搬入量)

豊中市の事業系一般廃棄物排出量は、平成18年度(2006年度)と比べて約14,000t減少していますが、平成27年度(2015年度)からは、微増状況が続いています。

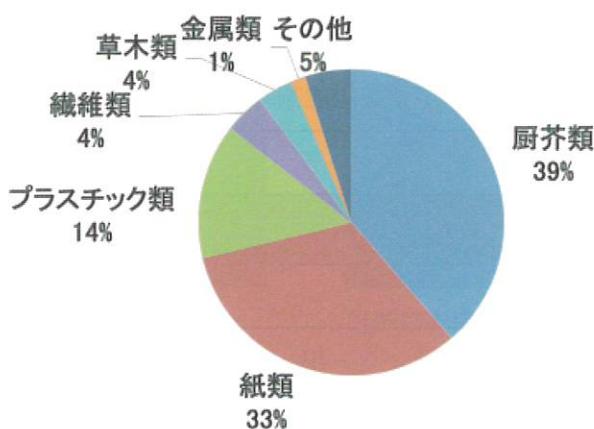


ごみ質調査の実施結果 (平成26年度(2014年度)実施)

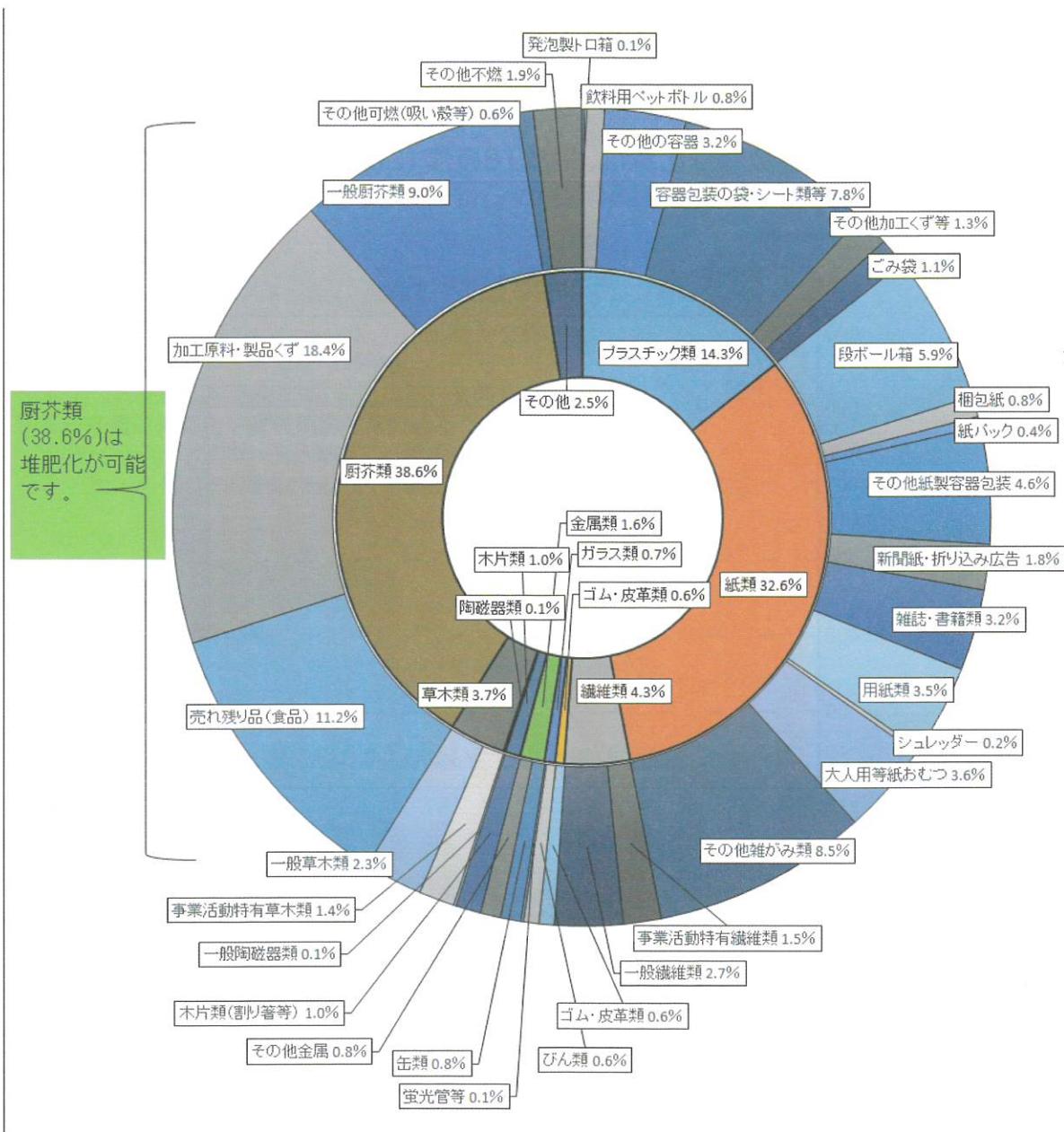
豊中市では、ごみ減量に関する課題を把握し、今後の施策を検討するため、定期的にごみ質調査を実施しています。事業系ごみ質調査では、実際に排出されている事業系一般廃棄物がどのような種類のもの(例えば、紙類、厨芥類等)で構成されているのかを調査しています。

※厨芥類：調理くずや茶殼等の生ごみ

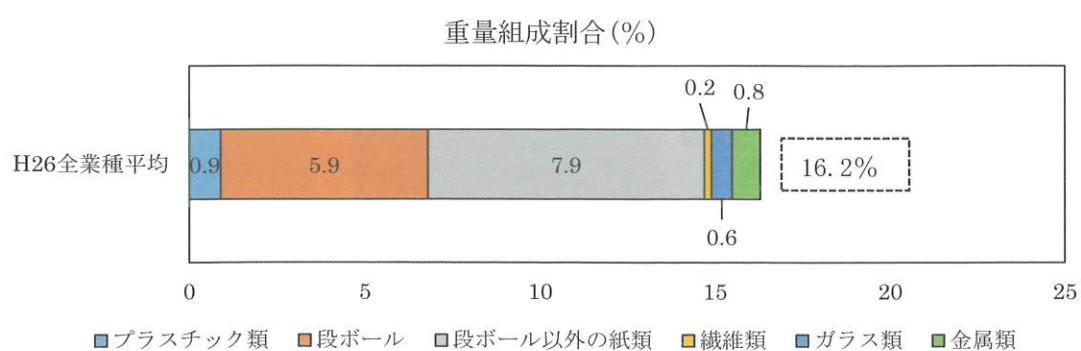
■ごみの組成結果 [重量比]



■組成詳細(重量比)



■資源化可能物の割合(重量比)



全業種平均では、重量比では厨芥類が約38.6%で最も多く、紙類(約32.6%)、プラスチック類(約14.3%)と続き、これら上位3つの成分で全体の約85.5%を占めています。厨芥類については、堆肥化が可能であり、それ以外にも、ダンボール等、資源化可能なものが、重量比で全体の16.2%となっていました。

ごみ質調査の結果から、様々な課題が浮かびあがりました。



1点目は、

事業系一般廃棄物の中に、産業廃棄物が混入していること。



一般廃棄物の中に含まれていた金属類等



一般廃棄物の中に含まれていた食料品の缶

2点目は、

再資源化(リサイクル)することが可能なものがごみとして大量に捨てられていること。



可燃ごみの中に含まれていたダンボール類



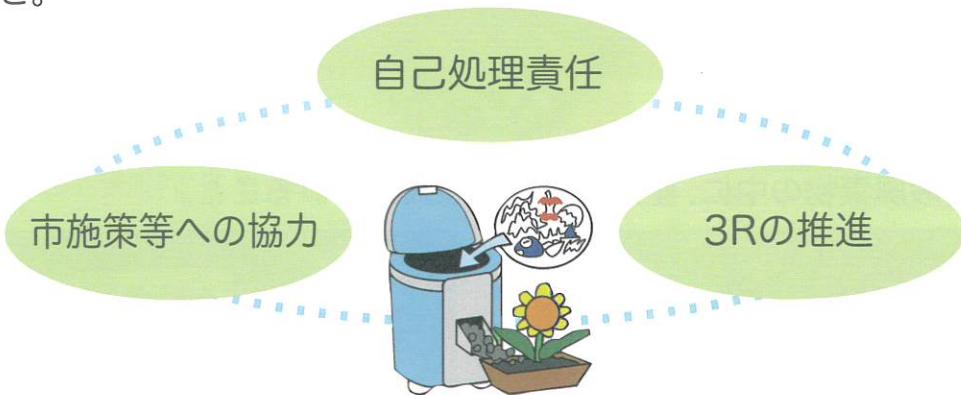
可燃ごみの中に含まれていた新聞類

出典：事業系ごみ質調査実施時の写真

排出事業者責任について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条」及び「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第4条」では、事業者の責務について次のとおり規定しています。

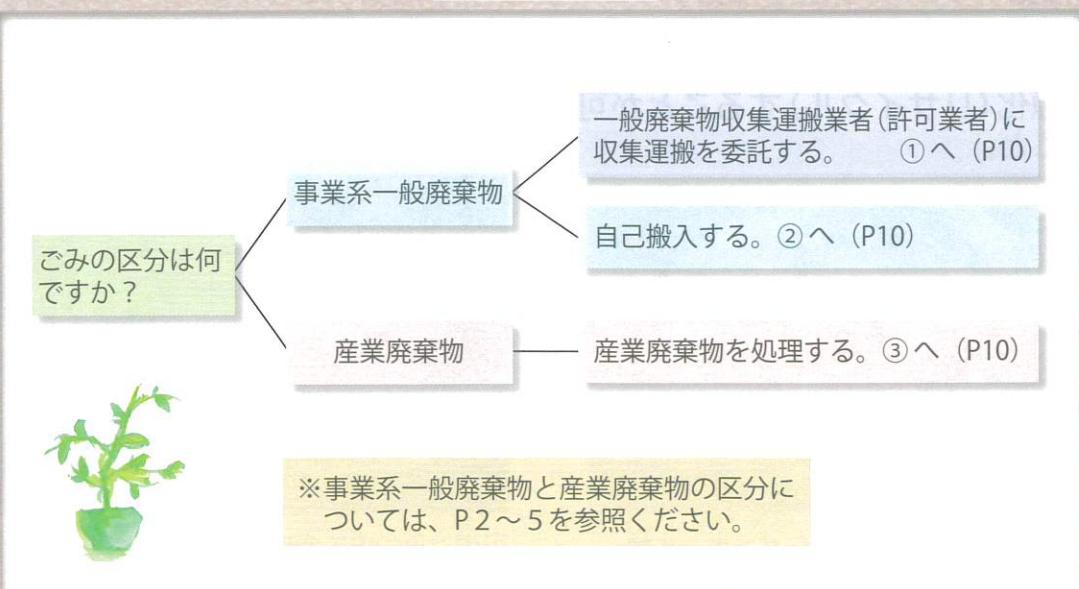
- 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- 再使用等を行うことにより廃棄物の減量に努めること。
- 製品等が廃棄物になった場合において、処理が困難にならないように自己評価し、適正処理できる製品開発及び情報提供を行うこと。
- 廃棄物の減量、適正処理の確保等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力すること。



事業系ごみの適正な処理方法

事業活動に伴って排出される廃棄物については、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、適正に処理する必要があります。

処理フロー



①豊中市が許可を行っている一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）に 収集運搬を委託する。

収集日・排出時間・排出場所などについては許可業者に直接ご相談ください。
許可業者は下記のとおりです。個別にお問い合わせいただかず、許可業者の組合である豊中環境事業協同組合（電話06-6853-4001）にお問い合わせください。

※ごみ袋は透明・無色半透明のものを使用してください。

※50音順

許可業者名（10社）	電 話	所在地
（有）アール環境	06-6152-1156	豊中市勝部1-1-1
（株）石原産業	06-6334-5781	豊中市小曾根2-19-8
（株）上原産業	06-6841-2435	豊中市箕輪3-6-13
エアーポート企業（株）	06-6858-8807 (大阪国際空港内のみ許可)	豊中市蛍池西町2-8-36 KAB物流センター3階
鍵本産業（株）	06-6323-0332	豊中市利倉2-12-35
北村衛生（株）	06-6863-2314	豊中市長興寺南4-9-28
木本組	072-643-8514	茨木市豊川3-4-4
北部環境ソリューション（株）	06-6845-0026	豊中市原田中1-7-50
（有）村田衛生	06-6852-7449	豊中市宮山町2-8-1
米田産業（株）	06-6845-0381	豊中市原田中2-1-5

②事業者自らで豊中市伊丹市クリーンランドに搬入する。【予約制】

【予約受付】月曜日～土曜日（祝日も可）：午前9時～午後5時 【電話番号】06-6841-4498

【搬入時間】月曜日～金曜日（祝日を含む）：午後2時～午後4時30分

土曜日（祝日を含む）：午前10時～午後4時（12時～12時45分を除く）

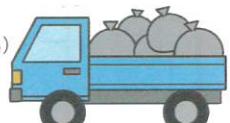
【手数料】105円/10kg（令和3年4月現在）

予約できるのは電話する日の翌日から、翌週の土曜日まで。

月曜日から土曜日までの午前中のお電話で、当日午後からの持ち込み予約が可能。（H29.4から）

土曜日の午前中の持ち込みは、前日中の予約が必要になります。

※希望の日時に添えない場合があります。



※「事業者自ら」とは…事務所、店舗などの事業所から出たごみは、「事業系ごみ」として事業者の責任で自ら処理することが義務づけられており、一般廃棄物については、中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドへ自己搬入することができます。（事前予約が必要）

③産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物は事業者の責任により、事業者自らが適正処理を行うか、適切な許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければなりません。（処理委託の手続き等はP11を参照）
なお、豊中市伊丹市クリーンランドは一般廃棄物中間処理施設であり、産業廃棄物は一切搬入できません。

●産業廃棄物についてのお問い合わせ先等

- ・お問い合わせ先／豊中市環境部 環境指導課産業廃棄物指導係（TEL：06-6858-3070）
- ・処理業者のご紹介／公益社団法人 大阪府産業資源循環協会（TEL:06-6943-4016）

産業廃棄物の処理委託手続き



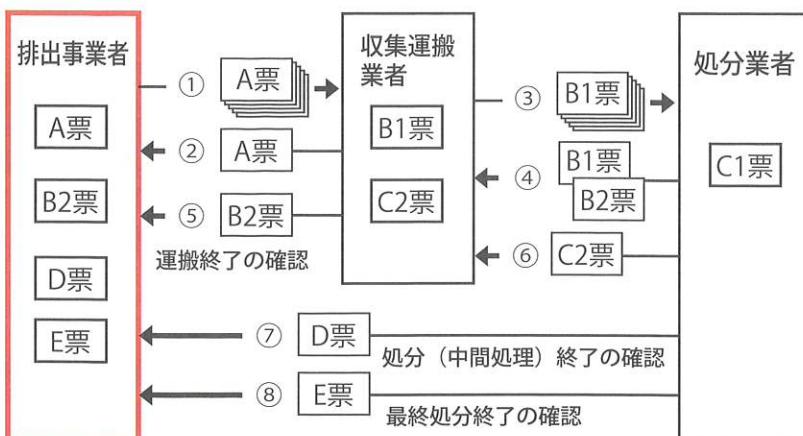
○産業廃棄物の処理を委託する際の手続きについて

排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を他人に委託する場合、許可を受けている産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者のそれぞれと必ず書面で委託契約を締結しなければなりません。また、委託契約書は5年間保管する義務があります。

○産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、排出量にかかわらずマニフェスト（廃棄物の種類、量、受託事業者の名称及び氏名などを記載する伝票）を作成・交付し、適正に処理されているかを確認することが義務付けられています。また、マニフェストは5年間保管する義務があります。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ ※7枚綴り複写式を利用する場合



《廃棄物引渡し時》

- ①排出者は、マニフェストに必要事項を自ら記載し、廃棄物とともにマニフェストの全てを収集・運搬業者に渡す。
- ②排出者は、運搬業者の署名が入った【A票】を受け取り、保管。

《運搬終了後》

- ③運搬業者は、処分業者に【B1・B2・C1・C2・D・E票】を回付。
- ④処分業者は、署名後【B1・B2票】を運搬業者に返却。
- ⑤運搬業者は、運搬終了後10日以内に【B2票】を排出者に送付。

《処分終了後》

- ⑥処分業者は、処分終了後10日以内に【C2票】を運搬業者に送付。
- ⑦処分業者は、処分終了後10日以内に【D票】を排出者に送付。
- ⑧処分業者は、最終処分終了確認後10日以内に【E票】を排出者に送付。

- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入先
公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
(TEL 06-6943-4016)

適正処理に向けて プラスアルファ これって廃棄物？？

廃棄物に該当するかどうかは「総合判断説」の考え方で！！

廃棄物に該当するか否かの判断については、昭和52年(1977年)に「総合判断説」という考え方方が採用され、現在に至るまで廃棄物該当性の判断に関する基本の考え方として用いられています。



総合判断説

「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。」(昭和52年3月26日環計37号通知)

また、平成25年の環境省通知で、総合判断説の判断材料となる、以下の5つの判断要素を示しています。(平成25年3月29日環廃産発第1303299号通知)

- ①物の性状
- ②排出の状況
- ③通常の取り扱い形態
- ④取引価値の有無
- ⑤占有者の意思

これらを総合的に勘案し廃棄物に該当するか否かを判断することが必要であり、どれか一つの要素だけで決まるものではありません。

個別事案について廃棄物に該当するか否かの判断は、その物が排出された場所を管轄する自治体が行いますので、豊中市内で排出された物の判断に迷った場合は、豊中市まで問い合わせをお願いします。



ワンポイント

「手元マイナス」について

空き缶や空き瓶、廃ペットボトルなど、本来は廃棄物ではあるが再生利用することが可能な物について、有価物として有償取引が行われている場合があります。

しかし、このような物でも、有償で譲り受ける者へ引き渡す際に売却代金と運送費を相殺すると排出事業者側に経済的損失がある、つまり運送費が売却代金を上回っている場合(「手元マイナス」と言われます。)は、「総合判断説」に基づき廃棄物に該当すると判断される場合があります。この場合は、再生利用後に客観的に有償売却できる性状となった時点ではじめて有価物として扱われ、それまでは廃棄物として規制され、廃棄物処理法の規定が適用されます。

3Rとは…

3Rとは、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の頭文字Rをとった言葉です。また、リサイクルをするのにもエネルギーの消費が伴うことから、まずはリデュース、次にリユースを優先することが大切です。

まずは リデュース (Reduce：発生抑制)

リデュースとは、廃棄物の発生自体を抑制することです。
ごみの減量には、ごみの発生そのものを抑えることが最も効果的です。
例) 必要以上の包装や梱包を見直す。
使い捨ての紙コップではなく湯飲みやカップを利用する。

次に リユース (Reuse：再使用)

リユースとは、一度使用した物を、繰り返して使うことです。すぐにごみとして廃棄するのではなく、再使用できないか、点検してみてはいかがでしょう。
例) ファイル等の事務用品を繰り返し使うようにする。

最後に リサイクル (Recycle：再生利用)

リデュース、リユースの結果、どうしてもごみとなってしまうものは、最後の手段としてリサイクルできないか、検討してみましょう。また、リサイクルを進めるためには、正しく分別することが必要です。

例) 雑がみのリサイクルを行う。
食品残渣の堆肥化に取り組む。



ツーポイント



「専ら物」と「専ら業者」について

専ら再生利用の目的となる産業廃棄物又は、一般廃棄物、すなわち古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維(昭和46年10月16日環整43号通知)のことを、「専ら物」と呼ぶことがあります。そしてこれらの廃棄物のみの処理を行っている業者を、「専ら業者」と呼ぶことがあります。これらの業者は廃棄物の処理業者ですが、処理業の許可を必要としません。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「専ら業者」に産業廃棄物の「専ら物」を再生利用のために処理委託する際は、マニフェストを交付する必要はないと決められています。ただし、産業廃棄物の委託基準は適用されますので、委託契約書は必要です。間違えないようにしましょう。

なお、「専ら物」以外の廃棄物(廃プラスチック類など)も取り扱う業者は「専ら業者」にはあたりませんので、処理業の許可が必要です。また、専ら物以外も取り扱う業者に、産業廃棄物の「専ら物」を再生利用のために処理委託する際には、マニフェストの交付が必要となります。ご注意ください。

ごみ減量のメリット

事業所のごみを減らすことは、環境負荷の低減につながるだけでなく、ごみ処理の経費を削減できるなど様々なメリットがあります。資源物を分別すれば、ごみではなく、有価物として売却できる場合もあります。

コスト削減、環境負荷の低減、会社のイメージアップのために、ごみ減量に事業所一丸となって取り組んでみましょう！

コストの削減

ごみ減量・分別の徹底による資源物の売却により、コスト削減につながる可能性があります。



企業のイメージアップ

地球温暖化等、環境問題への関心が高まっており、リサイクルの推進やごみ減量を積極的に行うことで、企業のイメージアップにつながります。



市では、市民・事業者との協働により、環境負荷の低減やごみ減量を目的とした各種取組みを進めています。市が参画している制度として、とよなか市民環境会議による「エコ市民賞」の表彰や豊中エコショップ制度運営協議会による「豊中エコショップ」の認定などがあります。

消費者からの信頼度アップにつながる取組みの1つとして、このような制度の活用も検討されてはいかがでしょうか。



豊中エコショップ制度

豊中エコショップ制度は、環境のことを考え、省エネやごみの減量につながる3R（リデュース・リユース・リサイクル）行動など、積極的に取り組むお店や環境に配慮した販売方法、サービスなどを消費者に提供するお店を「豊中エコショップ」に認定し、その取組みとお店の情報を広くPRする制度です。

また、豊中エコショップとして認定されたお店のうち、環境に優しい取組みを計画的に、さらに進化させて取り組んでいるお店を応援するステップアップ認定制度があります。

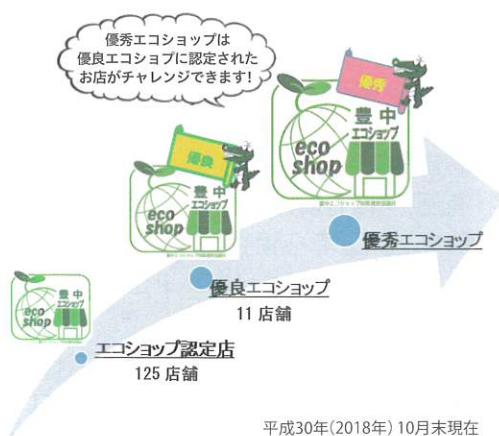
ステップアップ認定のメリットは？

優良エコショップに認定されると、地域で全戸配布する『ごみ減量通信』、『市のホームページ』、『リニュース』、『ごみ分別アプリさんあ～る』、『eMIRAI E 環境交流センターのお知らせ』などで紹介します！さらに、優秀エコショップになれば、『ごみカレンダー』、『ごみと再生資源の分け方・出し方ガイドブック』などにて店舗をPRすることができます。

豊中エコショップ制度ホームページ

<http://toyo-ecoshop.com/>

こちらのホームページで認定店一覧や取組み内容等をご覧いただけます。



平成30年(2018年)10月末現在

豊中エコショップ

廃棄物の適正処理とリサイクルを進める上で、ごみの分別を確実に行なうことが大切です。事業所内に、ごみの種類ごとのごみ箱を設置し、分別を行いやすいうように工夫されてはいかがでしょうか。

リサイクルできるものを
分別することで・・・

- ①ごみの減量につながる
- ②資源として売却できる可能性
- ③処理における環境負荷の低減
につながる



ごみの分別は、排出する事業者の方に
よって行っていただく必要があります！

また、ごみ箱を置いているスペース等
に、ごみの区分を表示することで、より一層
適正な分別につながります。



ごみ箱の中が、上のような状態にな
っていませんか？



分別の種類ごとにごみ箱を用意す
ることで、分別が進みます。

スリーポイント

もっぱら「有価物」と「専ら物」の違いについて

「有価物」と「専ら物」について、扱いを混同している場合があります。しかし、この2つは異なる物です。

「有価物」は有償売却を行うものであり、廃棄物処理法が適用されません。

それに対し「専ら物」は「廃棄物」の一種であり、専ら再生利用の目的となる廃棄物を指します（～「専ら物」と「専ら業者」について～P13 参照）。廃棄物であるため、その保管や運搬、処分等について廃棄物処理法が適用されます。

大雑把にいうと、有価物は売却して代金を得る物、専ら物を含む廃棄物は料金を支払って引き取って処理してもらう物といえますが、売却している場合でも運送費が売却代金を上回っている場合、有価物ではなく廃棄物と判断されることがあります（「手元マイナス」について P12 参照）。

ごみを処理するためには必ず費用がかかります。「ごみ処理経費削減」を意識して、それぞれの職場に合ったごみ減量に取り組んでみましょう！

ステップ1 担当者を決める。(組織を作る。)

誰が、どの部署が、率先してごみ減量を進めていくのかを決めます。



ステップ2 現状を把握する。

自分の会社が出しているごみを見てください。分別は適切にできていますか？再生できる紙が捨てられていませんか？まず、現状を把握しましょう。

「どんな種類のごみがどのくらいの量出ているか」

→(把握方法一例) 計量して推計値を出す。

「どのような処理方法でいくらかかっているか」

→(把握方法一例) 契約している許可業者に確認する。



ステップ3 減量のターゲットを絞り込む。

資源ごみの分別回収やごみの発生抑制について、取り組む余地はないか、現状ではごみとして廃棄しているものについてリサイクルの可能性があるかどうかを検討し、取り組むことができる内容を洗い出してみましょう。



ステップ4 できることから始めてみる。

例)燃えるごみに捨ててしまいがちな紙類(メモ用紙、お菓子の箱など)を資源物として分別回収する。

例)研修会を実施する。ごみの分別方法やリサイクルに関するマニュアルを作成する。

例)紙類、金属、油など、廃棄物ではなく「有価物」として売却できないか検討し、売却先を探す。

例)ごみ減量計画書を作成する。ごみ・資源物の排出量に関する目標値を設定し、それに向けて資源とごみの分別の徹底などに取り組む。



ステップ5 減っているか、分別されているか確認する。(検証)

取組みの効果がどうであったか、ステップ2に戻って現状を確認し、できることはないか再度検討する。

自己診断チェックシート(P22)を活用してみましょう！

紙ごみの減量とリサイクル

事業系一般廃棄物の中で、大きな割合を占めるのが紙ごみです。書類や段ボール、新聞、雑誌などの古紙は、リサイクルルートが整備されており、減量効果も高いことから、取り組みやすい品目です。

⇒ P21 リサイクル関連業者一覧参照

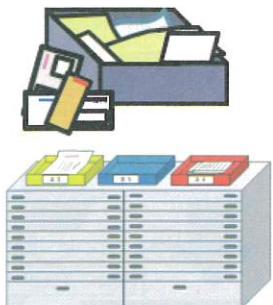
紙の使用量の減量

- ・電子メール、社内ネットワークの活用によるペーパレス化
紙ベースでの会議資料を減らす。社内回覧や文書は社内 LAN を活用する。
- ・両面コピーの励行やミスコピーの防止
両面コピー機能を活用する。ミスコピーを減らす。
- ・資料や書類の共有化や資料印刷部数の適正化
文書や資料の共有化を図り、コピー部数の削減に努める。
会議等での資料の印刷において、予備部数を極力減らすように努める。



紙のリユース・リサイクル

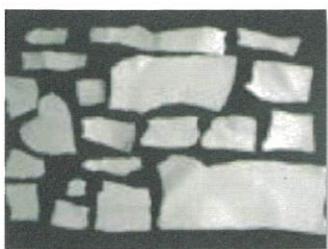
- ・不要になった紙の再使用
裏面が白紙の OA 用紙は、社内文書やメモ用紙に再使用する。
封筒は社内連絡便等で繰り返し使用する。
- ・分別の徹底
紙のリサイクルでは、禁忌品の混入がないように、分別を徹底する。



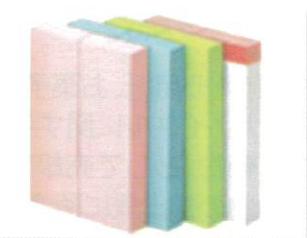
■雑がみのリサイクル■

事業系一般廃棄物の中には、紙類がたくさん混入しています。この要因として、『雑がみ』がリサイクルできること自体あまり知られていないことが考えられます。「雑がみリサイクル」を始めてみましょう！！

雑がみとは…



やぶったメモ用紙



ふせん



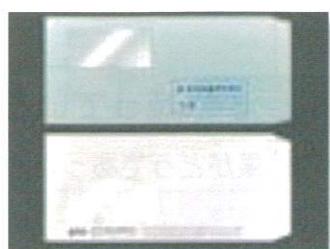
お菓子などの箱



紙袋



包装紙



窓開き封筒
(フィルムは取る。紙のフィルムは取らなくてよい)

リサイクル可能！

～A社の雑がみリサイクルの取組み例～

ごみ減量の実施前は、「雑がみ」を「可燃ごみ」として排出していた…

雑がみの混入

取組み前の調査では…

可燃ごみの中身を調べた結果、6袋の中に3袋分の資源化可能な紙類（雑がみ）が含まれていました。

これを…

- ① 「雑がみ」を「可燃ごみ」に入れることを禁止！
- ② 「雑がみ」を古紙として売却！！

改善

紙類の混入の調査(例)



～古紙リサイクルによるごみ減量とコスト削減例～

1か月あたり 1,000kg のごみの排出があり、そのうち、資源化可能な紙類が3割含まれている場合…

分別の取組みの実施

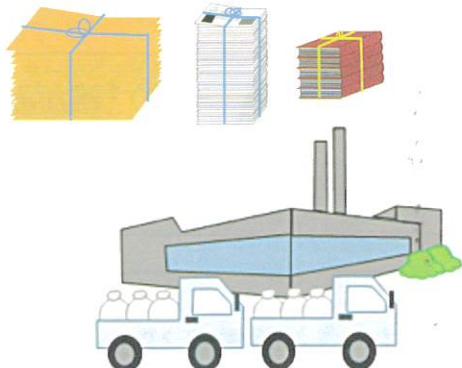
★ごみの減量

分別した古紙をリサイクルすれば、
300kg/月 × 12か月 = 3.6t ごみの減量に！

★コスト削減等の可能性

市内の古紙業者に、2円/kgで売却できたとすると、年間で、7,200円の収入となります。

また、可燃ごみとして収集を委託する量が減ることで、手数料のコスト削減につながる可能性もあります。



リサイクルワンポイント

不要になった封筒などを利用して雑がみ入れを作つて活用しませんか？



リサイクルツーポイント

一昔前まではリサイクルできないと言っていたシュレッダーくず。現在は、海外での需要の高まりからリサイクルできるようになりました。ごみとして捨てずに、紙類取扱い業者(P21 参照)に引き取ってもらいましょう。※シュレッダーくずはシュレッダーくずだけで袋にまとめましょう。



生ごみの減量とリサイクル

生ごみも事業所で排出されるごみのうち、多くの割合を占めています。次のような取組みを進めてみてはいかがでしょうか。

生ごみの発生を抑制する

- ・食材の管理を徹底して、食品をつくりすぎないようにする。
- ・飲食店で、食べ残しが減るような工夫(ご飯の量の選択制など)を行う。



食品残渣をリサイクルする

- ・登録再生利用事業者等のリサイクル業者に処理を依頼する。
- ・生ごみ処理機を導入し、堆肥などにリサイクルする。

水切りを徹底する

- ・生ごみの水切りをしっかりと行う。

また、食品廃棄物を原料とした肥料・飼料を使って生産された農畜産物の利用も積極的に進めてください！

ちょっと考えてみようのコーナー

みなさん、「食品ロス」という言葉をご存知ですか？

食品ロスとは、まだ食べることができるのに、捨てられてしまう食品のことです。

食べ残し、期限切れ、調理の際に食べられる部分まで捨てられてしまうことなどで発生します。

日本の食品ロスは年間約 646 万トン ※(平成 27 年度(2015 年度)推計)にものぼると言われています。

「もったいない！」と感じませんか？？ ※環境省 報道発表資料から



学校給食での食べ残し等のパンの山



封も開けられず廃棄されている食品

紙類や生ごみ以外にも、缶・びん・ペットボトル・廃食用油など、リサイクル可能なものがあります。産業廃棄物処理業者や、資源物の買い取りを行っているリサイクル専門業者にお問い合わせください。

●紙類取扱い業者

事業所名	住 所	電話番号	取扱品目	引取方法	ホームページ
大阪紙業株式会社 豊中事業所	豊中市走井 2-7-12	06-6840-8211	※1~8	回収・持込	http://www.osaka-paper.com/
大本紙料株式会社 伊丹工場	伊丹市口酒井 3-3-21	072-784-0224	※1~8	回収・持込	http://www.oomotoshiryo.co.jp/
株式会社天馬 リサイクルセンター豊中	豊中市二葉町 2-5-30	06-4866-6825	※1~8	回収・持込	http://www.kyowa-tehma.co.jp/
都市クリエイト株式会社 古紙リサイクルプラント 豊中プラント	豊中市原田中 1-1-1	06-6840-0025	※1~8	回収・持込	http://www.tcreate.com
株式会社文本 豊中営業所	豊中市利倉東 1-16-5	06-6864-5001	※1、2、 4~8	回収・持込	—
マツダ株式会社 伊丹工場	伊丹市森本 7-72-2	072-775-5237	※1~8	回収・持込	http://www.matsudasanz.com/

※取扱品目 1:新聞 2:段ボール 3:紙パック 4:雑誌 5:OA用紙 6:シュレッダー紙 7:機密書類 8:雑がみ(封筒・ふせん・包装紙・ラップの芯・お菓子の箱等)

※持ち込み等詳細については、事前にお問い合わせください。

●機密書類リサイクル事業(溶解処理)

豊中商工会議所とNPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21が共同で、企業内の機密書類リサイクル事業を実施しています。(毎年4月と10月に実施予定)

事業所名	住 所	電話番号	ホームページ
豊中商工会議所	豊中市岡町北 1-1-2	06-6845-8001	http://www.ooaana.or.jp/kimitsu.html
NPO法人とよなか市民環境会議 アジェンダ21	豊中市中桜塚 1-24-20 環境交流センター内	06-6844-8611	http://toyonaka-agenda21.jp/

※価格:1kgにつき15円(会員)、1kgにつき25円(一般)。総量100kg未満の場合は手数料として別途500円が必要。

※実施日等については事前にお問い合わせください。

	減量等の取組み項目	あてはまる	あてはまらない	該当なし
一般廃棄物の管理	1 廃棄物の管理について組織がある。			
	2 ごみ箱及びごみ保管場所について分別表示をし、整理整頓されている。			
	3 廃棄物の独自計量(契約業者報告以外)を実施している。※袋数カウント含む			
	4 廃棄物減量等に関する社内研修等を実施している。			
	5 収集運搬業者との契約書がある。			
	6 一般廃棄物と産業廃棄物を区別して適正に分別・保管を行っている。			
紙類の減量・再利用の取組み	1 ごみ箱及びごみ保管場所では、紙類などの資源物を適切に分別している。			
	2 OA用紙の再利用をしている。(機密書類以外) 例) 裏面の使用・両面コピー・データ化等			
	3 機密書類について再生処理を行っている。 例) 溶解処理・シュレッダーごみもリサイクルしている。			
	4 グリーン購入を実施している。			
	5 新聞・雑誌・段ボールのリサイクルや減量に取り組んでいる。			
	6 飲料用自動販売機以外の空き缶・空きびんはリサイクルしている。			
	7 雑がみの分別回収を行っている。			
廃棄物減量への意識向上	1 自社の廃棄物減量に向けて課題を把握し、社員と共有している。			
	2 自社が排出したごみの行方や最終処分場の状況も理解している。			
	3 廃棄物処理施設または、リサイクル施設へ随行・見学をしたことがある。			
	4 事業系一般廃棄物管理者研修会に出席している。または、出席したことがある。			
減量計画書関係	1 減量計画書の提出について、期限内に提出されている。			
	2 減量計画書の内容について、資源化率が前年度を超えている。			
	3 減量計画書の来年度計画について、具体的な削減目標がある。			

一般廃棄物多量排出事業所に該当されている場合は、是非、市が開催している事業系一般廃棄物管理者研修会にご出席ください！

Q1 事業系ごみの対象となる事業活動には何が含まれますか？

A1 事業活動には、事務所、店舗、飲食店、工場など営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービス等も含まれます。

Q2 事業系ごみの処理はどうすればいいですか？

A2 市では、事業系ごみの収集は行っていません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」とされています。このため、事業系ごみを処理する場合、事業系一般廃棄物については、事業者が自ら処理する、あるいは、豊中市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託を行う必要があります。産業廃棄物については、自ら処理する、あるいは適正な許可を持つ産業廃棄物処理業者に委託を行う必要があります。また、リサイクルできるものについては業者と相談していただき、資源化を進めてください。

Q3 住居兼店舗で商売をしていますが、ごみの区別はどうすればいいですか？

A3 家庭から発生したごみはごみ集積場所へ出せますが、事業活動から発生したごみは事業系ごみとして処理することが必要です。事業系ごみを事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分していただき、それぞれ適正な処理方法で処理していただくようお願いします。

Q4 少ししかごみが出ず、種類も一般家庭と変わらないのですが、事業系ごみになるのですか？

A4 量や内容にかかわらず、事業活動から出るごみは事業系ごみとして処理することが必要です。

Q5 事業系ごみを、家庭ごみの集積場所に出したらどうなるのですか？

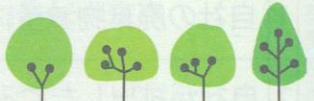
A5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では不法投棄となり、罰則が適用されることがあります。

Q6 事業所のごみを自分で焼却しても構いませんか？

A6 庭や路上でドラム缶などを使用し、焼却することは法律で禁止されています。焼却は法に基づいた焼却施設でしかできません。

Q7 一般廃棄物収集運搬業者や産業廃棄物処理業者を紹介してもらえますか？

A7 市では特定の業者の紹介はできません。P10をご参照ください。



このマニュアルをご活用いただき、事業系ごみの分別・減量の推進に向け、まずは、はじめの一歩を、踏み出してください！

事業系ごみ減量マニュアル

発行：豊中市環境部 環境指導課

〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号

TEL : 06-6858-2278 FAX : 06-6846-6390

E-mail : kansidou@city.toyonaka.osaka.jp